



宿の自転車は、
ご自由にお使いください。
保険には
入つてまへんけど。

それ、
条例違反
です！

事故が起きた際
責任を問われる
可能性も！

宿泊事業者のレンタサイクルも、
自転車保険の加入義務があります。

京都市
CITY OF KYOTO



発行:京都市建設局自転車政策推進室 /
令和3年3月発行 / 京都市印刷物第024847号

ホテル・旅館・ゲストハウスなどの宿泊事業者の皆様へ

京都市では、自転車保険の加入が義務づけられています。
皆様のレンタサイクルは保険に入っていますか!?

有償・無償に関わらず、保険に加入せずにレンタサイクルを行われていると、条例違反となります。

レンタサイクルの事故、「関係ない」では済ませません!

自転車保険に加入していないレンタサイクルを利用されている方が事故を起こし、被害者から損害賠償を請求された場合、当該利用者から、レンタサイクルの貸し手に対して訴訟を起こされる可能性もありますので、自転車保険には必ず加入しましょう。その他、自転車のメンテナンス不良に起因する事故の場合、貸し手側の責任が問われることがあります。

以下の自転車保険に加入しているか、今一度ご確認ください。

①レンタサイクル事業者向け保険、TSマーク付帯保険など

レンタサイクル利用者の運転ミス等に起因した自転車事故で、
他人にケガをさせた場合に補償する損害賠償保険



②施設賠償責任保険

従業員に業務で自転車を利用させる場合、従業員が業務中に起こした
自転車事故で他人にケガをさせた場合に補償する損害賠償保険

※たとえ1台だけであっても、また短時間貸す場合であっても保険加入は必要です。

※TSマーク付帯保険は、有効期限が1年間となっておりますのでご注意ください。※従業員個人が加入する損害賠償保険は、業務中の事故は対象外です。

自転車保険について、詳しくは「きょうと自転車保険専用コールセンター」へ

レンタサイクル事業者向け保険への加入については、コールセンターでも商品を案内しています。

その他自転車保険に関する詳しい相談や問い合わせについても、コールセンターまでお願いします。

[きょうと自転車保険専用コールセンター
(京都府保険代理業協同組合)] 0120-670-022 (平日)
(9時~18時)

保険に加入されていない、または自転車の整備に不安のある皆様は、

京都市が認定しているレンタサイクル事業者の
レンタサイクル利用をおすすめします。

京都市では、「京都市レンタサイクル事業者認定制度」を実施しています。

この制度は、自転車保険の加入や、自転車安全整備士による点検等の実施、英語での対応など、

レンタサイクルを安心・安全に利用するために必要な要件を満たす京都市内の事業者を京都市が認定するものです。

お近くの認定事業者をお探しの方は、

[京都市サイクルサイト](#)

検索

→ レンタサイクルページ

へ

